

# 山口県報

令和3年  
7月13日  
(火曜日)

## 目次

○条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………一

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………二

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………三

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………五

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………六

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………七

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………三

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………五

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………五

旅館業の施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例……………六

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要措置の基準に関する条例の一部を改正する条例……………七

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………八

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

### 山口県条例第三十八号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山口県営住宅条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

一 山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)附則第四項

二 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号)第二条の二第一項第二号

山口県知事 村岡嗣政

三 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）第二条第五号（山口県中山間地域振興条例の一部改正）

第二条 山口県中山間地域振興条例（平成十八年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に、「第三十三条各項」を「第三条第一項及び第二項並びに同法第四十四条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十九号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「三百円」の下に「（同号への業務のうち人事委員会が心身に著しい負担を与えると認めるものに従事した場合にあつては、三百円にその百分の百に相当する額を加算した額）」を加え、同項第三号中「三百円」の下に「（人事委員会が心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあつては、三百円にその百分の百に相当する額を加算した額）」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和三年四月一日から適用する。

（感染症防疫等業務手当の内払）

2 改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第十条第二項第一号又は第三号の規定により令和三年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた感染症防疫等業務手当は、改正後の条例第十条第二項第一号又は第三号の規定による感染症防疫等業務手当の内払とみなす。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第四十号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の十八第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第六十七条の七第二項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第三項中「承認並びに当該承認を受けた帳簿に係る」を「規定による」に改め、「第七百五十二条、」を削る。

第八十一条の十四第三項中「前条第一項後段」を「第八十一条の十二第一項後段」に改め、同条第八項中「前条第三項」を「第八十一条の十二第三項」に改める。

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第四十二条第一項中「又は個別帰属益金額」及び「又は個別帰属損金額」を削る。

第四十四条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第四十六条第一項第一号二中「（その終了の日を連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。）」を削る。

附則第十八条中「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第十九条第一項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第二項中「法第五十三条第一項の規定によつて申告納付する法人にあつては当該法人の同項」を「当該法人の法第五十三条第一項」に改め、「法第五十三条第四項の規定によつて申告納付する法人にあつては当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日」を削り、同条第三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「又は連結事業年度」及び「又は当該個別帰属法人税額」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第八十一条の十四第三項及び第八項の改正規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第三項から第七項までの規定 令和四年四月一日

##### (県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第三十九条の十八第三項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「令和四年改正後の条例」という。）附則第十八条及び附則第十九条第一項から第四項までの規定は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

4 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前

に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第二条の規定による改正前の山口県税賦課徴収条例（以下「改正前の条例」という。）附則第十八条及び附則第十九条第一項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

5 令和四年改正後の条例第四十二条第一項及び第四十六条第一項第一号二の規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

6 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、改正前の条例第四十二条第一項及び第四十六条第一項第一号二の規定は、なおその効力を有する。

7 令和四年改正後の条例第四十条第一項第三号並びに第四十四条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法の特例に関する経過措置）

8 改正後の条例第六十七条の七第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに作成する帳簿について適用する。

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第四十一号

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山口県産業廃棄物税条例（平成十五年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「帳簿等」を「帳簿」に改め、同条第二項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第三項中「承認並びに当該承認を受けた帳簿に係る」を「規定による」に、「第六章」を「第七章」に改め、「第七百五十二条、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第十八条の見出しの改正規定及び同条第三項中「第六章」を「第七章」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の山口県産業廃棄物税条例第十八条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに作成する帳簿について適用する。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第四十二号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「情報サービス業」を「情報サービス業等」に、「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十三条」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域をいう。

第三条第一項中「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第二項の規定による公示の日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）」に、「を新設し、又は増設した」を「の同令第一条第一号イに規定する取得等をした」に改め、同条第三項中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改める。

第五条第一号中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、同条第三号中「令和三年三

月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「起算して五年内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

第七条中「当該設備又は施設の建設」を「これらの規定に該当する行為」に改める。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 令和三年三月三十一日以前に改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第二条第一号に規定する過疎地域内において、同条例第三条第一項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者、同条例第五条第一号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者並びに畜産業又は水産業を行っていた個人で同年以前の各年においてその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に同条例第四項第一号及び第二号に掲げる事項が記載された日から一月を経過する日以前に、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例第三条第一項又は第五条第一号の規定に該当する行為に着手した者に対する同条例第七条の規定の適用については、同条中「これらの規定に該当する行為に着手する前に」とあるのは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に同条例第四項第一号及び第二号に掲げる事項が記載された日から一月以内に」とする。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第四十三号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二十三の項中

「薬局開設の許可の更新」

一件につき

一万七千七百円

薬局開設の許可の更新

一件につき

一万七千七百円

地域連携薬局の認定

一件につき

一万七千七百円

地域連携薬局の認定の更新

一件につき

一万七千七百円

専門医療機関連携薬局の認定

一件につき

一万七千七百円

専門医療機関連携薬局の認定の更新

一件につき

一万七千七百円

に改め、「薬局開設許可証」の下に「地域連携薬局

若しくは専門医療機関連携薬局の認定証」を加え、同表二十四の項の(三)中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第

二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「第二十六条第二

項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「第二十六条第二項第三号」を

「第二十五条第二項第三号」に、「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条

第三項第二号」に、

「医療機器の製造業の登録」

一件につき

四万二千円

保管のみを行う製造所の登録

(1) 医薬品に係るもの

一件につき

四万二千円

(2) 医薬部外品に係るもの

一件につき

三万六千六百円

(3) 化粧品に係る

一件につき

三万六千六百円

に改め、同項の(四)中「第二十六条第一項第三号」を



もの  
医療機器の製造業の  
登録  
一件につき  
四万二十円

「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に、

「医療機器の製造業の登録」  
一件につき  
二万五千百八十円  
を

「保管のみを行う製造所の登録」

(1) 医薬品に係るもの	一件につき	二万五千百八十円	に改め、同項の(五)中「第二十六条第一項第三号」を
(2) 医薬部外品に係るもの	一件につき	二万五千百八十円	
(3) 化粧品に係るもの	一件につき	二万五千百八十円	
「医療機器の製造業の登録」	一件につき	二万五千百八十円	

「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項の(八)中「第二十六条第一項第三号又は同条第二項第一号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、「若しくは医薬部外品(以下この項において「医薬品等」という。)」を削り、「を含む」を「及び承認された事項に

<p>医薬品医療機器等法 施行規則第二十五条 第二項第二号に掲げ る区分に係るもの</p>	<p>医薬品医療機器等法 施行規則第二十五条 第二項第一号に掲げ る区分に係るもの</p>
<p>医薬品部外品の製造販売の承認（変更の承認及び承認された事項に係る変更計画の確認を含む。）を受けようとする場合又は輸出用の医薬品部外品を製造しようとする場合 医薬品部外品の製造販売の承認の取得後又は輸出用の医薬品部外品の製造の開始後五年を経過することにより調査を受ける場合 一品目につき</p>	<p>医薬品部外品の製造販売の承認（変更の承認及び承認された事項に係る変更計画の確認を含む。）を受けようとする場合又は輸出用の医薬品部外品を製造しようとする場合 一品目につき</p>
<p>八万二千三百円 （同時に二以上の品目に ついて調査を受ける場合に （知事が別に定める場合に に限る。）にあつては、 一品目増すごとに千円 を加算した額）</p>	<p>十一万三千三十円 （同時に二以上の品目に ついて調査を受ける場合に （知事が別に定める場合に に限る。）にあつては、 一品目増すごとに二千三 百円を加算した額）</p>

係る変更計画の確認を含む」に、「の医薬品等」を「の医薬品」に、「五万四千四百三十円」を「七万六千四百円」に、「医薬品等の製造販売」を「医薬品の製造販売」に、「十一万三千三十円」を「十三万五千五百円」に、「二千三百円」を「三千円」に、「第二十六条第一項第四号又は同条第二項第二号」を「第二十五条第一項第四号」に、「三万二千九百六十円」を「四万四千二百円」に、「八万二千三百円」を「九万五千四百円」に、「千円」を「千五百円」に、「第二十六条第一項第五号又は同条第二項第三号」を「第二十五条第一項第五号」に、「一万五千六百円」を「二万千四百円」に、「四万三千七百三十円」を「五万二千四百円」に、「に三百円」を「に五百円」に改め、同項の（八）に次のように加える。

<p>医薬品の製造工程の区分</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品の製造工程の区分を定める省令(令和三年厚生労働省令第十七号。以下この項において「省令」という。)第二条</p>	<p>(九) 医薬品等の製造工程の区分のGMPへの適合性調査</p>	<p>医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第三号に掲げる区分に係るもの</p>	<p>医薬品部外品の製造販売の承認(変更承認及び承認された事項に係る変更計画の確認を含む。)を受けようとする場合又は輸出用の医薬品部外品を製造しようとする場合</p> <p>医薬品部外品の製造販売の取得後又は輸出用の医薬品部外品の製造の開始後五年を経過することにより調査を受ける場合</p> <p>一品目につき</p>	<p>一万五千六十円</p> <p>四万三千七百三十円(同時に二以上の品目について調査を受ける場合(知事が別に定める場合に限る。)にあつては、一品目増すごとに三百円を加算した額)</p>
<p>一区分につき</p>				
<p>十五万八千二百円に、三千円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額及び一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p>				

別表第一の5の表二十四の項の(十)中「又は」を「、保管のみを行う製造所若しくは」に改め、「登録証」の下に「又は基準確認証」を加え、同項中(十)を(土)とし、(九)を(十)とし、(八)の次に次のように加える。

<p>(3) 省令第二條第五号及び第六号に掲げるもの</p>	<p>(2) 省令第二條第四号に掲げるもの</p>	<p>(1) 省令第二條第三号に掲げるもの</p>	<p>医薬部外品の製造工程の区分</p>	<p>(3) 省令第二條第五号及び第六号に掲げるもの</p>	<p>(2) 省令第二條第四号に掲げるもの</p>	<p>第三号に掲げるもの</p>
<p>一 区分につき</p>	<p>一 区分につき</p>	<p>一 区分につき</p>	<p>一 区分につき</p>	<p>一 区分につき</p>	<p>一 区分につき</p>	<p>一 区分につき</p>
<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を算した額</p>	<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を算した額</p>	<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を算した額</p>	<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を算した額</p>	<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を算した額</p>	<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を算した額</p>	<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を算した額</p>

別表第一の7の表十六の項中

(2) 不活化ワクチンによるもの

一羽につき

十一円

を

(2) 不活化ワクチンによるもの  
豚熱ワクチンの交付

一羽につき

十一円

一頭分につき

七十円

に改める。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、別表第一の7の表十六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十四号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 救護施設等は、前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第六条の二 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時における利用者に対する処遇の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第二条 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

第七条第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第四十五号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「を交付して」を「の交付等をして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第四十六号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「を交付して」を「の交付等をして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第四十七号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「を交付して」を「の交付等をして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第四十八号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正す

る。

第九条中「を交付して」を「の交付等をして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業の施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十九号

旅館業の施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

旅館業の施設の設置基準等を定める条例（昭和三十三年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「遊離残留塩素濃度」を「残留塩素濃度」に改め、同条中第二十号を第二十四号とし、第十五号から第十九号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「入浴の用に供する湯水を貯留する設備」を「貯湯槽」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 水位計配管を設けている場合は、一週間に一回以上消毒すること。

十八 シャワーについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 一週間に一回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

ロ 六月に一回以上、シャワーヘッド及びホースを点検すること。

ハ 一年に一回以上、内部の洗浄及び消毒を行うこと。

第四条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号中「清掃する」を「清掃し、及び消毒する」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号の次に次の二号を加える。

十一 ろ過器又は消毒装置を設けている場合において浴槽水があるときは、ろ過器又は消毒装置を常に作動させること。

十二 入浴の用に供する湯水を貯留する設備（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、通常の使用状態にあつては摂氏六十度以上、最



大使用時にあつては摂氏五十五度以上とすること。ただし、これにより難しい場合にあつては、衛生上の支障が生じないように貯湯槽内の湯水を消毒すること。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要な措置の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五十号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要な措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要な措置の基準に関する条例（平成六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第八号」を「第十号」に改め、同号ホ中「こう配」を「勾配」に改め、同項第九号中「いす」を「椅子」に改め、同条第二項第五号中「遊離残留塩素濃度」を「残留塩素濃度」に改め、同項中第十五号を第十九号とし、第十一号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十号中「入浴の用に供する湯水を貯留する設備」を「貯湯槽」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 水位計配管を設けている場合は、一週間に一回以上消毒すること。

十四 シャワーについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 一週間に一回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

ロ 六月に一回以上、シャワーヘッド及びホースを点検すること。

ハ 一年に一回以上、内部の洗浄及び消毒を行うこと。

第四条第二項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「清掃する」を「清掃し、及び消毒する」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 ろ過器又は消毒装置を設けている場合において浴槽水があるときは、ろ過器又は消毒装置を常に作動させること。

八 入浴の用に供する湯水を貯留する設備（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、通常の使用状態にあつては摂氏六十度以上、最大使用時にあつては摂氏五十五度以上とすること。ただし、これにより難しい場合にあつては、衛生上の支障が生じないように貯湯槽内の湯水を消毒すること。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五十一号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中「小郡かぜの丘」の下に「、小郡令和一丁目、小郡令和二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。